

仕 様 書

- 1 業務名称 H30・31 継続事業 入会伝承ゾーン設計施工業務
- 2 業務の目的 本業務は、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合（以下「組合」という。）が設置する森林学習施設内に整備する入会伝承ゾーンについて、展示内容、展示空間デザイン等について必要となる設計を行った上で、展示制作・設置を行うことを目的とする。
- 3 業務期間 契約締結の日から平成 32 年 3 月 31 日まで
- 4 業務場所 山梨県富士吉田市上吉田 5605 番地 3
- 5 業務対象範囲 森林学習施設内「入会伝承ゾーン」
面積：約 137 m²
※設計図書及び内訳項目に示す範囲とする。
- 6 業務内容 入会伝承ゾーン整備基本方針に基づき、次に掲げる業務を実施する。
 - (1) 展示設計等業務
 - ① 展示設計図作成
 - ・全体平面図、展開図
 - ・一般造作、什器図
 - ・演示具図
 - ・グラフィック図
 - ・展示電気設備図（照明機器図、コンセント位置図）
 - ・映像機器等 AV 機器設備図
(機器仕様図、システムブロック図)
 - ・展示構成表
 - ・映像演出及びストーリーシノプシス
 - ・情報系関連コンテンツシノプシス
 - ・その他展示制作・設置上必要な設計図書類
 - ② 俯瞰パース作成
 - ③ 展示制作の工程計画作成
 - ④ 事業費の算出
 - ・展示制作費
 - ・展示に関する維持管理費
 - (2) 展示制作・設置業務
 - ① 展示制作

- ・展示造作
- ・展示造形
- ・グラフィック（グラフィックデザイン、出力、加工）
- ・映像、情報コンテンツソフト制作（素材作成、編集、録音、データ作成、システム編集）
- ・展示電気設備（機器選定、購入）
- ・映像機器等（システム検証、機器選定、購入）
- ・その他展示制作で必要な展示物
- ② 展示制作物の設置等
 - ・展示制作物等の運搬搬入、設置、現場調整等
 - ・展示電気設備（配管・配線を含む照明機器設置、調整等）
 - ・映像機器等（設置、システム調整）
- (3) その他業務
 - ① 森林学習施設建設工事監理業務受託者との調整
 - ② 打合せ記録等の作成

7 提出書類

(1) 業務計画書

- ①提出部数：2部(A4ファイル綴じ)
(契約締結後14日以内に提出すること)
- ②業務計画書に対する記載事項については、以下のとおりとし、組合の承認を得ること。
 - ・業務一般事項
 - ・業務工程計画
 - ・業務体制
 - ・業務方針

(2) 業務報告書

- ①提出部数：2部(A4ファイル綴じ)
(毎月、前月分を月初めに提出することとする。)
- ②業務報告書については、次の構成とし、組合の承認を得ること。
 - ・月間業務計画表・月間業務実施表
 - ・報告書
 - ・打合記録

8 法令等順守

受注者は、本業務の実施に当たって関連する法令、条例等を順守しなければならない。

9 成果品

成果品については、以下のとおりとする。
なお、提出時期や提出部数、電子データの形式については、発注者と協議の上、決定する。

- (1) 展示設計等業務成果品
 - ・ 展示設計図
 - ・ 展示設計図（概要版）
 - ・ 俯瞰パース
 - ・ 展示制作工程表
 - ・ 事業費資料（維持管理費等を含む）
- (2) 展示制作業務成果品
 - ・ 展示品等制作物及び備品等一式
 - ・ 完成図書（完成図面及び納入作品・備品のリスト等）
 - ・ 各施工写真、完成写真
- (3) その他
 - ・ 打合せ記録
 - ・ 前記電子データ（CD-R もしくは DVD-R）
 - ・ その他発注者の指示したもの

- 1 0 業務上の留意点 業務に先立ち、発注者と十分協議をすること。
 なお、疑義が生じた場合、又は本仕様書に明記されていない事項については公共建築設計業務委託共通仕様書、土木設計等共通仕様書に準拠すること。
- 1 1 支払に関する事項 本業務の支払は、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合財務規則の規定に基づき、その請求に応じてこれを行うが、本業務における継続事業の年度別事業費の割合は次のとおりとする。
- | | |
|--------|------|
| 平成30年度 | 0% |
| 平成31年度 | 100% |
- 1 2 その他
- (1) 本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、業務の目的達成のために必要なもの及び当然必要と思われるものについては、受注者の責任において具備するものとする。
 - (2) この仕様書に定めるもののほか必要な事項、疑義が生じた場合は、その都度協議して決定する。
 - (3) 本業務は、国庫補助により実施される事業の関連業務であることから、書類等の完備には慎重に対応すること。
 - (4) 受注者は、業務完了後も特に使用材料等の不良により生じた欠陥及び施工の不注意に基づく欠陥に対しては、無償で復旧の責任を持つこととする。
 - (5) 業務内容を第三者に漏らしてはならない。
 - (6) 本業務に係る成果品の著作権は、組合に無償で譲渡すること。
 - (7) この仕様書に記されていない事項は、全て発注者の指示による。